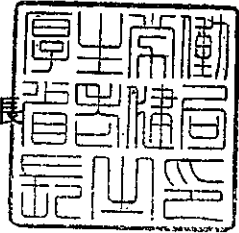


老発0330第5号
平成22年3月30日

各都道府県知事殿

厚生労働省老健局長



平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について

標記の事業については、平成21年8月3日老発0803第1号本職通知の別紙「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）により行われているところであるが、今般、運営要領の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成22年4月1日から適用することとされたので通知する。ただし、運営要領中の別記1の6の（2）並びに別記2の4の（3）及び別添1の表に係る改正部分については、平成21年5月29日に遡って適用することとする。